

琴浦町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

琴浦町教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 1
2. 目標 . . . . . 2
3. 計画の期間 . . . . . 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . . 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . . . 6

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、琴浦町立学校の教育職員の勤務状況を根本から改善し、教職員が心身ともに健康な状態で、専門職としての資質能力を最大限に発揮できる環境を整備することを目的とする。

「琴浦町教育大綱」において掲げる「ふるさとへの愛着を深める」「地域とともに学び支え合う環境づくり」という基本目標の実現には、教育の直接の担い手である教職員が、これまでの慣例的な業務等に多大な時間をかけることなく、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、生き活きと教育活動に邁進できることが不可欠である。本計画が目指すのは、単なる労働時間の削減ではない。教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立させることで、子どもたちによりよい教育を行うことこそが、本計画の真の目的である。

教職員が日々の生活の質を豊かにし、自らの人間性や創造性を高めることは、授業の質の向上を招き、巡り巡って子どもたちの成長や「子どもたちのやる気と笑顔」へとつながる。そのためには、教職員が「前例にとらわれず、そもそもその業務が必要か」という視点に立ち、意識改革を行うことが不可欠である。学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を分かち合い、地域全体で子どもたちを育てる体制を再構築するため、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき、本計画を策定する。

### (2) 本町の現状

本町では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「琴浦町立学校教育職員の業務量等の管理に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

これまでの取組として、「学校閉庁」「体験的学習活動等休業日」の導入や、年間授業日数の見直し等による勤務時間や休日の確保の意識向上、学校業務支援システムや採点支援ソフト等のICT活用による業務の削減・効率化、部活動指導員や外部指導者、町会計年度任用職員等の人材配置等を進めるとともに、ストレスチェックの実施や長時間勤務者に対する面談体制確保等、労働安全衛生法に基づく体制整備に向けた取組を実施してきた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	30.02時間	11.5%	0.0%
中学校	36.90時間	33.3%	8.3%

年々、時間外在校等時間の平均は減少しつつあるが、時間外在校等時間が45時間を超える割合は町全体で19.6%と依然多くなっている。特に中学校における負担が大きく、依然として長時間勤務者の解消に至っていない。ICTの活用や業務の精選など、これまでの取り組みをさらに加速させて改善に取り組む必要がある。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

## 2. 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の 平均時間を 30 時間程度にする。
- ・ 1 年間における時間外在校等時間の 平均時間を年間 360 時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇（夏季休暇を含む）の平均取得日数を 20 日以上※とする。  
 ※「ライフステージに寄り添い誰もが輝ける職場づくりのための鳥取県教職員プラン」に定められる日数
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 8% まで減少させる。
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を 70 以下とする。（全国平均 100）
- ・ ストレチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を 45% 以上にする。

### (3) 業務量管理・健康確保に係る数値目標ロードマップ

指標 (KPI)	現状 (R6/R7 実績)	令和 8 年度 (目標)	令和 9 年度 (目標)	令和 10 年度 (目標)	令和 11 年度 (最終目標)
月 45 時間以下の割合	小：88.5% 中：66.7% (R6)	小：92% 中：75%	小：95% 中：85%	小：98% 中：95%	<b>100%</b>
月平均時間外 在校等時間	小：30.02 時間 中：36.90 時間 (R6)	小：30 時間 中：34 時間	小：30 時間 中：32 時間	小：30 時間 中：31 時間	<b>30 時間程度</b>
年間時間外在 校等時間平均	小：360.2 時間 中：442.8 時間 (R6)	小：360 時間 中：400 時間	小：360 時間, 中：385 時間	小：360 時間, 中：370 時間	<b>360 時間程度</b>
年次有給休暇 (夏季休暇を 含む)の平均取 得日数	18.28 日 (R6)	18.7 日	19.2 日	19.7 日	<b>20 日以上</b>
高ストレス者 の割合	6.0% (R7)	5.8%	5.5%	5.2%	<b>5%以下</b>
健康リスク値 (全国平均 100)	79.2 (R7)	77	74	72	<b>70 以下</b>
働きがいへの 肯定回答割合	39.2% (R7)	41%	43%	44%	<b>45%以上</b>
校務 DX 自己点 検の平均点	322.3% (R7)	360 点	390 点	420 点	<b>450 点以上</b>

## 3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

※毎年度の実施状況の分析を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行う。

#### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

##### (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

###### ア 学校以外が担うべき業務（原則として教師は担わない）

###### ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」①関係）

- ・通学路における日常的な見守り活動は、保護者や地域ボランティア、見守り隊等への協力を依頼する。

###### ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りは、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

###### ③地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）。

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域コーディネーター等が中心となって行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域コーディネーター等が中心となって行う。この場合において、当該地域コーディネーター等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

###### ④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）。

- ・学校のみでは対応困難な事案（不当な要求等）に対し、鳥取県教育委員会事業「学校問題解決支援事業（法律相談窓口の設置）」及び「学校課題解決支援アドバイザー事業」を活用して、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備するとともに、学校と教育委員会で連携して対応を進めていく。

###### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務（負担軽減・代替を推進）

###### ⑤調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、県・町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・共同学校事務室を引き続き整備し、学校事務体制の強化を図る。

###### ⑥学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・学校ホームページの更新は、ICT支援員の参画を促進する。

###### ⑦ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・教育委員会や外部業者、ICT支援員と連携し、教職員の技術的・事務的な保守負担を解消する。

⑧学校体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・体育館の地域開放施設の管理業務については、事務手続き等の電子化をさらに推進し、負担軽減を促進する。

⑨掲示物・学習プリントの印刷等（「3分類」⑩⑪関係）

- ・教員業務支援員や町会計年度任用職員（学校業務）を全校に効果的に配置し、教材準備等の事務作業を徹底して代替する。

⑩児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）

- ・地域ボランティアの活用を検討し、教職員が次の授業準備や休息に充てる時間を確保する。

⑪校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・学校敷地内の除草作業は、保護者や学校支援ボランティアの参画を促進する。
- ・清掃指導、清掃時の安全確保について、外部人材（ボランティア等）の参画による負担軽減を検討する。

⑫部活動（「3分類」⑬関係）

- ・「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月、スポーツ庁・文化庁・文部科学省）、及び、「鳥取県公立中学校等における部活動の地域展開・地域連携に向けた推進計画」（令和8年2月、鳥取県教育委員会）を踏まえ、本町の推進計画に基づいて、部活動の地域展開・地域連携を推進する。
- ・部活動指導員の配置を促進し、専門的な指導や大会引率、審判業務等を代替することで教員の負担を解消する。
- ・「琴浦町立中学校の部活動方針」に基づき、週2日以上以上の休養日、平日2時間・休日3時間程度の活動制限を厳守する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務（効率化を推進）

⑬給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学校栄養職員が実施する。

⑭授業準備（「3分類」⑮関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員、町会計年度任用職員（学校業務）を積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

⑮学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・校務支援システムの機能や採点システム（自動採点技術）等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑯学校行事の精選（「3分類」⑰関係）

- ・目的が形骸化した行事の廃止、準備に過度な時間を要する演出の見直し、土日実施の場

合の振替休日設定を徹底する。

⑰進路指導の準備（「3分類」⑱関係）

- ・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、事務職員や教員業務支援員等との協働を促進する。

⑱支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材、関係機関との協働体制を強化し、教師が一人で抱え込まない体制を深化させる。
- ・町会計年度任用職員（学習支援員、日本語学習支援員等）を必要に応じて配置し、担任等と連携して支援にあたる体制を確保する。
- ・不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センター、フリースクールとの機能強化や校内サポート教室、教育相談員等による効果的な支援を促進する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

①校長のリーダーシップと組織運営

- ・校長が経営方針の中に業務改善に係る事項を掲げ、職員会議等で共通理解を図る。「前例の見直し」を奨励する組織文化を醸成する。

②教育課程の編成

- ・標準授業時数を大幅に上回る編成（小4以上は年間で1086単位時間以上）を避け、指導体制に見合う真に必要な授業時数を設定する。
- ・児童生徒のゆとりある学習環境と、教職員が子どもと向き合う時間（授業準備等）を確保するため、年間授業日数や週当たりの授業コマ数について検討を進める。

③日課表の工夫、会議の精選と効率化

- ・放課後の活動時間を勤務時間内に設定し、会議の集約化や時間の上限設定を行う。

④ICT・校務DXの加速による校務効率化

- ・デジタル技術の活用により、職員間における情報共有や「まなびポケット」等の活用による保護者連絡をデジタル化すること等により校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」※に基づいた自己点検の達成状況の各校平均を450点以上とする。【R6結果：322.3点（県：402.3点）】

※文部科学省が昨年度より実施している調査。各学校の回答について、項目ごとの達成状況に応じて点数を割り振り、各項目で校務DXが最も達成されている状態を30点、計33項目990点満点で換算し、域内の学校の点数の平均値を各設置者の平均得点として算出。

- ・勤務時間外での留守番電話対応を行えるように引き続き全校に環境を整備する。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

#### ①適正な勤務時間管理

- ・給与・勤怠管理システムの時間外勤務時間の入力を徹底し、原則行わない持ち帰り業務も含め、各職員の勤務実態の把握に努める。また、実際の勤務時間と記録の乖離がないよう指導を行う。

#### ②メンタルヘルス対策

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超え、かつ面接指導を希望する教育職員、及びストレスチェックで高ストレス者と判定され、かつ面接指導を希望する教育職員に対して、産業医による面接指導を実施する。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。【R7結果：99.0%】

#### ③勤務間インターバルの確保

- ・終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。

#### ④定時退校日・学校閉庁等の実施と年次有給休暇の取得促進

- ・週1回以上の「定時退校日（18時まで退校）」の実施率100%を目指す。
- ・夏季等の長期休業期間中に、連続5日間程度の「学校閉庁」を確実に設定するとともに、「体験的学習活動等休業日」を設定して、年次有給休暇の取得がしやすい環境を整備する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、在校等時間の状況や計画の達成度を町ホームページで公表するとともに、総合教育会議において報告し、PDCAサイクルを回す。

(2) 学校での児童生徒等の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカーや看護師等の医療・福祉に関する専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

(3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、給与・勤怠管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

(4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている

教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 各校において、衛生推進者を中心にした安全衛生推進委員会を開催し、教育職員の健康と安全を守るための取組内容について協議を行う。
- (7) 学校運営協議会等を通じて本計画の趣旨や「業務の3分類」について周知し、地域全体で教育を支えるための理解と協力を求める広報活動を継続する。